

学 位 論 文 題 名

フランス監査制度に関する研究

－情報監査と実態監査の融合－

学位論文内容の要旨

本稿では、監査主体としての会計監査役の資格および責任という観点、ならびに会計監査役に与えられている職務という観点からフランスの監査制度を分析している。これによって明らかにされているフランス監査制度におけるひとつの特徴として、情報監査(情報の質そのものに対して意見を表明する監査)と実態監査(情報の背後に存在する行為に対して意見を表明する監査)を融合する形で会計監査役の基本職務が組み立てられているという点を指摘することができる。

現代の監査は、あまりにも情報監査に特化しすぎたことによって法令・基準違反等や継続企業の問題に対して適切に対応できず、社会的な批判を浴びあるいは不信感を引き起こしている。こうした事態を背景にして、今日にわかに実態監査に対して注目が集まるようになってきた。しかしながら、実際には実態監査の有効な実施は容易なことではない。ひとつには監査主体と被監査企業の関係に由来する困難さがあり、他方では実態監査にかかわる評価基準設定の難しさが指摘されている。

こうした困難があるにもかかわらずフランスの監査制度が情報監査と実態監査の融合を達成しているのは、ひとつには監査主体たる会計監査役の位置づけに理由があるように思われる。専ら被監査企業の外部に位置して監査を行うアメリカなどの公認会計士とは異なり、フランスの会計監査役は被監査企業における監査機関として企業内部からの視点をもって職務に臨むことができる立場にある。こうした事実こそが情報監査と実態監査の融合を可能にしているひとつの要因であると考えられる。

情報監査においては、監査の主題たる会計情報について「一般に認められた会計基準」(GAAP)という一般的評価基準が存在し、これに照らして監査の結論を導き出すことができる。このため、監査主体が被監査企業の外部に位置するということが監査実施の障害とはならず、むしろ独立性の確保という観点から望ましいことと考えられている。

一方実態監査においては、企業経営にかかわる様々な行為が監査の対象となる。このため、これらに関する一般的な評価基準を設定することが困難である上、企業外部から監査の対象となる行為を観察するのは容易ではない。企業の内部に軸足を置き、特定の関係者との間で特定の目的をもって合意された評価基準を設定することではじめて実態監査の有効な実施が可能になる。こうした事実を鑑み、会計監査役が企業の機関として位置づけられ、現在株主の保護という目的が設定されることによって実態監査が機能しうる環境が

成立していると考えることができるのである。

このように、フランスの会計監査役監査は情報監査と実態監査を融合する形で成立しているが、これによって現代の監査が抱えている重大な課題、すなわち法令・基準違反等ならびに継続企業の問題への対応について制度レベルでひとつの解決策を提示することに成功している。つまり、法令・基準違反等や経営の継続性を損なう事項を実態監査の手続によって把握し、それを考慮に入れて情報監査の監査意見を形成する仕組みが確立されているのである。

情報監査における監査意見形成の論理としては今日の国際的な潮流であるリスク・アプローチが採用されており、表明される監査意見に託されたメッセージについてもその他諸国におけるものとの間に本質的な相違は見受けられない。しかしながら、監査意見の形成に当たっては、実態監査によって把握された会計情報の背後にある行為の適法性・正当性あるいは経営の継続性にかかわる経営者の対応などが考慮される。したがって、単に会計情報が会計基準にしたがっているかどうかという形式的な評価ではなく、被監査企業の取引実態を適切に反映し得る会計規則および方法が採用されているかどうかという実質的な判断が可能になるし、またそうした判断に基づいて監査意見が表明されることになるのである。

このように、情報監査の監査意見に実態監査の結果を反映させることによって、あくまでも情報監査の論理および枠組みの中で実態監査を実施するという形はアメリカなどにも見られるものである。これに対してフランスの監査制度においては、情報監査の監査意見とは別に実態監査の監査意見が単独で表明される場合があり、しかもそれが情報監査の監査意見と同一の監査報告書においてなされるという点に大きな特徴を見出すことができる。制度上、実態監査の監査意見が情報監査の監査意見と同等に位置づけられていることがわかる。

さらに、実態監査によって把握された法令・基準違反等や経営の継続性にかかわる疑念に基づいて、会計監査役は今日一般に認識されている監査の論理と枠組みを越えた職務を与えられている。違法行為の共和国検事への告発ならびに警告手続がそれである。これは、フランスの監査制度の問題というよりは、商事会社法による企業の監督制度の問題として議論すべきものかもしれない。しかしながら、これらは会計監査役が実施する情報監査ならびに実態監査によって明らかになった事実に基づいて遂行される職務である。また、会計監査役の監査職務を背景にしてこそ所期の目的が達成され得るものである。このように考えると、これらの職務と監査制度との関連性を完全に断ち切ることはできないようにも思われる。この問題については今後一層の理論的分析が必要であると考えるが、例えばこれは情報監査と実態監査を統合する、革新的な監査理論ならびに監査制度の構想に対して重要な示唆を与えている可能性もある。場合によっては、監査研究のパラダイムを転換する可能性をも秘めているかもしれないのである。フランスの監査制度におけるこうした職務の論理をいかに一般化し新たな監査理論を構築するかが今後に残された研究課題であると認識している。

学位論文審査の要旨

主 査 教 授 早 川 豊

副 査 教 授 友 杉 芳 正 (名古屋大学経済学部)

副 査 助 教 授 吉 見 宏

学 位 論 文 題 名

フランス監査制度に関する研究

－情報監査と実態監査の融合－

本論文は、第 27 回日本公認会計士協会の学術賞受賞論文、「企業の存続能力に関する情報と監査報告書の役割」会計(1998 年 4 月号)、「監査の役割と監査人の役割—企業の存続能力の評価を題材として」北大経済学研究(1998 年 6 月号)を基礎に体系化されたものである。本論文は、フランスの監査制度を分析し、今後あるべき監査制度の方向性を示し、また監査理論の発展に貢献し得るインプリケーションを提示することを意図している。

一般に、今日最も進んだ監査制度と監査理論はアメリカのものであるとされているので、わが国における監査理論研究もアメリカを中心とするものが多い。そうした状況下で敢えてフランスを研究する意義は、フランスにはアメリカに見られない特徴的な制度とそれを支える論理が存在するからである。それが同時に、わが国における監査制度のあり方に重要な示唆を与えるものであり、監査理論研究のパラダイム転換につながる可能性を秘めているのである。

わが国の監査制度は、ドイツ法の流れを汲む商法監査役制度とアメリカに倣った公認会計士による財務諸表監査制度が並存するものとなっている。公認会計士による財務諸表監査は、財務諸表によって提供される情報の信頼性を保証して監査意見を表明するものとなっている。こうした形態の監査は情報監査と呼ばれている。

一方、わが国の商法監査役制度は、監査役による取締役の職務執行における違法または不当な行為の指摘を目的とするものであり、実態監査と呼ばれているものの、それが実質的に機能していないと言われている。

このように目的と論理を異にする監査の並存が、わが国監査役制度と公認会計士制度の最大の特徴であり、欠陥でもある。この二本建の監査制度はアメリカには見られないものであり、わが国の監査制度を見直すためには、アメリカ以外にその方向性を示唆する論理を求める必要がある。ここに、職業専門家による情報監査を主としながらも、商法監査としての実態監査を合わせて実施しているフランス監査の論理を研究する意義が見出される。

本論文は、フランス監査制度に関する研究であり、フランスにおける会計監査役の資格と責任(第Ⅰ部)、その職務と役割(第Ⅱ部)から構成され、第Ⅰ部では、フランス監査制度の

生成過程(1章)、「名簿」登録制度と会計監査役の職業組織(2章)、会計監査役の要件と責任(3～4章)、第Ⅱ部では、会計監査役の職務と役割として、会計監査役監査の制度的枠組みと監査基準(5章)、会計監査役の基本職務(6章)、基準違反、違法行為と会計監査役の役割(7章)、継続企業問題への対応と警告手続(8章)、監査意見と監査報告書(9章)から構成されている。

本論文は、フランスの監査制度について監査主体としての会計監査役(公認会計士等が登録、よって公認会計士よりも権威が上)の資格および責任という観点、並びに会計監査役に与えられている職務の特異な点を以下のように分析している。フランス監査制度における特徴として、情報監査(情報の質そのものに対して意見を表明する監査)と実態監査(情報の背後に存在する行為に対して意見を表明する監査)を融合する形でフランスの会計監査役の基本職務が組み立てられていると主張している。

日米の監査があまりにも情報監査に特化しすぎたことによって、法令・基準違反や継続企業の問題に対して適切に対応できず、社会的な批判を浴び、あるいは不信任を引き起こしていることは周知の通りである。

こうした事態を背景にし、今日にわかに実態監査に対して注目が集まるようになってきた。しかしながら、実際には実態監査の有効な実施は容易なことではない。一方では監査主体と被監査会社との関係に由来する困難さがあり、他方では実態監査にかかわる評価基準設定の難しさが指摘されている。しかし、フランスの監査制度が情報監査と実態監査の融合を達成しているのは、監査主体である会計監査役の位置づけによるものである。アメリカなどの専ら被監査会社の外部監査を行う公認会計士に対して、フランスの会計監査役では、被監査会社における監査機関として会社内部からの視点をもって職務に臨むことができる立場になっている。こうした事実こそが情報監査と実態監査の融合を可能にしている要因であると考えられると主張している。

情報監査においては、監査の主題である会計情報について「一般に認められた会計基準」(GAAP)という一般的評価基準が存在し、これに照らして監査の結論を導き出すことができる。このため、情報監査では、監査主体が被監査会社の外部に位置することが監査実施の障害とはならず、むしろ独立性の確保の観点から望ましいことと考えられている。

一方、実態監査においては、企業経営にかかわる様々な行為が監査の対象となる。このため、実態監査に関する一般的な評価基準を設定することが困難である上、会社外部から監査の対象となる行為を観察するのは容易ではない。会社の内部に軸足を置き、特定の関係者との間で特定の目的をもって合意された評価基準を設定することで、はじめて実態監査の有効な実施が可能になるからである。こうした事実を鑑み、フランスの会計監査役が会社の機関として位置づけられ、現在株主の保護という目的が設定されることによって実態監査が機能しうる環境が成立していると主張している。

このように、フランスの会計監査役監査は情報監査と実態監査を融合し、現代の監査が抱えている重大な課題、すなわち法令・基準違反や継続企業の問題への対応について制度レベルでひとつの解決策を提示している。つまり、法令・基準違反や経営の継続性を損なう事項を実態監査の手続によって把握し、それを考慮に入れることを前提にして情報監査の監査意見を形成する仕組みが確立されている点をフランスの特色というのである。監査

意見の形成に当たっては、実態監査によって把握された会計情報の背後にある行為の適法性・正当性あるいは経営の継続性にかかわる経営者の対応などが考慮され、監査意見に反映される。したがって、会計情報が単に会計基準にしたがっているかどうかという形式的な監査(情報監査)だけではなく、被監査会社の取引実態を適切に反映し得る会計諸規則および方法が採用されているかどうかという実質的な判断が可能になり、その判断に基づいて監査意見が表明されることになる。

このように、情報監査の論理および枠内の限られた形で実態監査を実施するのは、アメリカなどにも見られるものであるが、フランスの監査制度においては、情報監査の監査意見とは別に実態監査の監査意見が表明されている点に大きな特徴を見出すことができる。フランスの監査制度では、同一の監査報告書上で情報監査と実態監査の意見が表明され、二つの監査職務が不可分の構成要素であるとの主張がなされている。こうした分析結果により、本論文の副題に「情報監査と実態監査の融合」という題名がつけられているのである。

本論文は、情報監査と実態監査の融合が有効かつ信頼できる監査制度の確立にとって重要な意味をもつということを明らかにしている。それがさらに進んで、情報監査と実態監査を一つの監査として統合し、より有効性と信頼性の高い革新的な監査制度、並びにそれを支える監査理論の構築に対して重要な示唆を与えるものである。本論文は、監査研究のパラダイム転換をもたらす可能性のある内容をもっているものと高く評価できる。

以上、本論文により示唆された主張が制度化されれば学会およびわが国の監査制度を活性化させうるし、日本公認会計士協会から学術賞を授与されたことは、本論文の示唆が職業専門家にもインパクトが大きかったことを示している。審査委員全員、本論文を博士(経営学)の学位を授与するのに値するものであることを認める。